

# 基本的事項

## 1. 基本計画の趣旨

「防府市中小企業振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、「防府市中小企業振興基本条例」（以下「条例」という。）に掲げる基本理念及び基本的施策に基づき、市、中小企業者、中小企業関係団体、金融機関及び市民が一体となって、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

前基本計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）では、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、新型コロナウイルス関連対策を追加し、計画期間を令和4年度まで延長した「防府市中小企業振興基本計画（暫定版）」を策定し、様々な施策を実施してきました。

コロナ禍が長期化する中、加速されたデジタル化等、中小企業者等を取り巻く環境が目まぐるしく変化しており、新産業の掘り起こしや持続可能な経営基盤の構築など、中小企業等の成長段階に応じたきめ細やかな施策を展開することやアフターコロナを見据えた長期的な構造転換が今後さらに求められています。

また、令和3年6月に、国において、「2050年カーボンニュートラル<sup>※1</sup>に伴うグリーン成長戦略<sup>※2</sup>」が策定され、本市では、第5次防府市総合計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）に基づき、中小企業振興施策、脱炭素社会<sup>※3</sup>に向けた地球温暖化対策等の取り組みを行っているところです。

昨今、原油や穀物等の国際価格が高い水準で推移し、さらに、円安の進行や物価の高止まりなど、厳しい経済環境が続くことが懸念されます。このため、国の動向等を注視するとともに、市内の経済情勢などを的確に把握し、今後の状況変化に中小企業支援団体、金融機関等が一体となって対応していくことが重要です。

これらを踏まえ、中小企業の成長発展・事業継続に向けた振興施策を「第2期防府市中小企業振興基本計画」により、進めてまいります。

## 2. 基本計画の位置づけ

第2期防府市中小企業振興基本計画は、「中小企業基本法」、本市の中小企業振興の方向性を定めた「防府市中小企業振興基本条例」、「第5次防府市総合計画」等を踏まえ、中小企業の自主的な経営改善や地域の雇用の確保、付加価値向上を図っていくことなどを促進し、市民の皆様には、本市における中小企業振興計画の重要性を広く認識していただくことを目的としています。

### ※1 カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と吸収量がプラスマイナスゼロになるようなエネルギーの在り方。

### ※2 グリーン成長戦略

2050年カーボンニュートラルへの挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげるための政策。

### ※3 脱炭素社会

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなった社会。

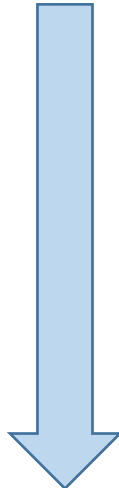
中小企業基本法・中小企業憲章・小規模企業振興基本法等

第5次防府市総合計画

(計画期間：令和3年度～令和7年度)

防府市中小企業振興基本条例

(平成27年3月31日制定)



基本理念(第3条)

- 一 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- 二 本市の地域特性を踏まえること及び本市の地域資源の活用が図られること。
- 三 経済の地域内循環が図られること。
- 四 市、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び市民の協働が図られること。

第2期防府市中小企業振興基本計画 (計画期間：令和5年度～令和7年度)

### 3. 基本計画の計画期間

本計画の期間は、上位計画である「第5次防府市総合計画」と整合を図るため、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間とします。ただし、社会情勢等を勘案し必要に応じて見直しを行います。

### 4. 中小企業・小規模企業の定義

本計画においては、以下のとおり定義します。

- (1) 中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号に規定するもの
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項各号に規定するもの

中小企業基本法上の類型	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他(下記業種を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下